

## 農林漁業者が利用可能な新型コロナ対策

- ★新型コロナウイルス感染症や原油価格・資材価格高騰に伴う政府等の経済対策のうち、農林漁業者が利用できる主な支援制度を紹介します。
- ★経営形態によって対象になる支援策が異なりますので、詳細については各問合せ先あてご確認ください。

## 現在活用可能な支援策の一覧

共通	①	ネット販売関係 専門家派遣	県	《助言》
	②	雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金	国	《支給》
	③	原油価格・物価高騰緊急支援給付金	県	《支給》
	④	農業労働力確保の支援	国	《支給》
	⑤	新型コロナウイルス感染症対策資金 (農林漁業セーフティネット資金 等)	国 県	《融資》
水産	⑥	漁業者資材高騰特別支援事業費補助金	県	《支給》

### 新型コロナウイルス農林水産業相談窓口

県庁・農政企画課	023-630-2422	最上・農業振興課	0233-29-1314	庄内・農業振興課	0235-66-5497
村山・農業振興課	023-621-8386	置賜・農業振興課	0238-26-6049	庄内・水産振興課	0234-24-6161



(山形県農林水産部農政企画課)

### ① ネット販売関係 専門家派遣 (県)

新たなネット販売の取組み等の検討にあたり、専門家を派遣して課題解決を支援  
(相談や派遣の費用は無料)

【問合せ先】

山形農山漁村発イノベーションサポートセンター  
(公益財団法人やまがた農業支援センター)

電話番号 023-673-9888

### ② 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 (国)

労働者の雇用の維持を図るために、休業、教育訓練又は出向を実施した場合に事業主が対象労働者に支払った休業手当等に相当する金額について、最大で中小企業 9/10、大企業 3/4 (1人1日当たり上限 9,000円) を助成

【問合せ先】

最寄りのハローワークまで

### ③ 原油価格・物価高騰緊急支援給付金 (県)

新型コロナの影響による売上減少に加え、原油・原材料価格や物価の高騰の影響を受けており、令和4年4月・5月・6月のいずれかの売上が、令和元年～令和3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少した県内事業者へ給付

※ 系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者を除く

【申請期間】令和4年7月29日(金)～9月30日(金)(消印有効)

【問合せ先】山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金コールセンター

電話番号：0570-001-282 8時

### ④ 農業労働力確保の支援 (国)

人手不足となった農業経営体が代替りの人材を雇用した場合や、ボランティア団体等が援農を行った場合等に、掛かり増し経費を支援(事業対象期間は令和4年3月末日まで)

【問合せ先】

県農業経営・所得向上推進課 電話番号 023-630-3405

## ⑤ 農林漁業者向け金融支援 国 県

資金名		資金概要	新型コロナウイルス対策	問合せ先
日本政策金融公庫資金	農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化等により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対する運転資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金利の<u>5年間無利子化</u>※1</li> <li>実質無担保・無保証</li> <li>貸付限度額の増(600万円→<u>1,200万円</u>)※2</li> </ul>	日本政策金融公庫 山形支店農林水産事業 (023-625-6135) 又はお近くの JA バンク等の金融機関
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	認定農業者が経営改善のために必要な長期資金(設備も長期運転資金も可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金利の<u>5年間無利子化</u>(スーパーL資金は10年間の無利子化)</li> <li>実質無担保・無保証</li> </ul>	
	経営体育成強化資金	認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための一般的な長期資金(設備も長期運転資金も可)		
その他	農業近代化資金	認定農業者等が経営改善のために必要な長期資金(設備も長期運転資金も可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金利の<u>5年間無利子化</u></li> <li>保証料<u>5年間免除</u></li> </ul>	お近くの JA バンク等の金融機関又は山形県※4
	漁業近代化資金	漁業者等の資本装備の高度化に必要な資金(漁船建造・漁具などの設備投資の他、えさなども対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付金利は無利子※3</li> <li>保証料5年間免除</li> </ul>	
	農業経営負担軽減支援資金	負債整理資金(金利が5%以内の農業制度資金の借換は対象外)		

※1 林業の方は貸付当初10年間の実質無利子化制度あり。

※2 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合は年間運営費等の12/12(従来は6/12)に相当する額まで融資可能です。

※3 国の制度では貸付5年間無利子ですが、山形県では全期間無利子です。

※4 山形県農業経営・所得向上推進課(023-630-3088)、山形県各総合支庁農業振興課(村山023-621-8397 最上0233-29-1314 置賜0238-26-6049 庄内0235-66-5497)

※5 山形県農業経営・所得向上推進課(023-630-3088)、山形県庄内総合支庁水産振興課(0234-24-6161)

## ⑥ 漁業者資材高騰対策特別支援事業費補助金 県

漁業者が購入した漁業用資材について、令和3年1月1日時点の価格と比較し購入時点の価格が1割以上上昇した場合の差額を支援(補助対象期間は令和4年3月から令和5年2月購入分まで)

【問合せ先】

県漁業協同組合購買課 電話番号 0234-24-5611 (代表)